

Title	〔商法 一五八〕 他人に自己の氏名を使用して手形行為をすることを許諾した者と商法二三条
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho Kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.6 (1976. 6) ,p.109- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760615-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法一五八〕 他人に自己の氏名を使用して手形行為をすることを

許諾した者と商法二三条

（約束手形金請求控訴事件
福岡高裁昭四三（オ）五〇七号
昭四六・六・二三民一部判決
判例時報六四七号八一頁）

〔判示事項〕

他人に自己の氏名を使用して手形行為をすることを許諾した者は、その他人が振出した手形につき、善意の手形取得者に対しては商法二三条の類推適用により責任を負う。

〔参照条文〕

商法二三条

〔事実〕

Yは内縁の夫Aと昭和三六年一二月から昭和四三年九月六日まで同棲し、Aが昭和三七年六月頃から初めた金融業の使い走りをしてきた。Aはこの間山口相互銀行福岡支店と取引していたが、昭和四三年六月頃手形の不渡りを出して銀行取引が停止されたため、それ

以後AはYの許諾を得て同銀行とYの通称たる武田良子名義で当座予金口座を開設し、同名義のゴム印と印章（いわゆるYの実印）を預つて、これを用いて手形を振出していた。

ところでAはその経営する金融業の資金をXから借入れるため、そのゴム印と印章を使用して、金額四〇〇万円、満期昭和四三年八月三〇日、振出人Y、受取人を自己宛とする約束手形一通を作成し、昭和四三年七月三〇日にこれをXに裏書譲渡したが、満期に右金員を返済することができないおそれがあったので、Aは満期近くになつて、Xに支払の延期を求め、右手形を切替えるためにAが右ゴム印及び印章を使用して満期を昭和四三年一〇月一〇日、一〇月一五日、一〇月二〇日とする本件手形三通を作成し、これを裏書譲渡し

た。Xは本件手形三通を拒絶証書作成義務を免除して佐賀相互銀行に裏書譲渡し、同銀行はそれぞれ呈示期間内に支払場所に呈示して支払を求めたが、その支払を拒絶されたのでXはこれを受戻した。XはAから本件手形を受取つた際、AがYと共同で金融業をしており、Xはその名義をもつて山口相互銀行と取引をしているものであると告げられたので、手形振出しの事実についてはYに直接確認するまでもなくこれをYの振出にかかると信頼していた。またAから右手形の切替え手形である本件手形の交付を受けた際にもこの点について何ら疑問をさしはさまなかつた。

そこで右約束手形三通の所持人たるXは、本件手形の振出人たるY及びAを相手として約束手形金の請求をなしたが、原審ではXが勝訴したのでYが控訴したのが本件である。

被控訴人XはYの請求に対し次のように主張している。すなわち、

(一)控訴人Yは本件手形三通をみずから振出したものである。

(二)仮に控訴人Yがみずから振出したものではないとしても、それは原審(手形訴訟時)の相被告Aが控訴人Yを代理して振出したものである。控訴人Yはその振出の権限をAに与えていたものである。

(三)仮にAに右振出の代理権が与えられていなかったとしても、控訴人Yは民法一一〇条により本件手形金支払の責に任すべきである。

(四)仮に以上が理由がないとしても、控訴人YとAとは共同して金融業を営んでいたが、控訴人YはAが山口相互銀行福岡支店に控訴

人Yの通称たる武田良子名義の当座予金口座を開設しこれを利用して武田良子名義の手形を振出すことを許諾し、以後武田良子名義で手形を振出していたものであるから、民法一〇九条の表見代理ないしは商法二三条の名板貸の法理により控訴人Yは本件手形金の支払義務がある。

〔判旨〕 控訴棄却。

判旨はまず被控訴人Xが振出人武田良子、受取人武田誠一と記載され、振出地の記載はないが、振出人の住所が付記されている本件約束手形三通の所持人であること、そしてその手形の基本手形部分はAが作成したこと、武田良子は控訴人Yの通称で、また武田誠一はAの通称であることを認定している。そして以下のごとく述べている。「右認定の事実から見れば、本件手形は控訴人Yがみずから振出し、またはAが控訴人Yの代理人として振出したものでないことは明らかであるから被控訴人Xのこれらの主張は理由がなく、そうである以上民法一一〇条の表見代理の主張も理由がないこと自から明らかであり、また手形振出行為は絶対的商行為ではあるが、そのこと自体は営業とは直接関係がないので、本件手形の振出に営業をなすことを前提とする商法二三条の名板貸の規定を適用することは困難であるといわなければならないが、自己の氏名を使用して手形を振出すことを他人に許諾したものである以上、名義貸与者が手形行為者であるという外観を信頼した善意の手形取得者に対しては、商法二三条の規定を類推適用して名義貸与者に手形上の責任を負担させるのが相当である。」

しからは、本件手形金合計金四〇〇万円及びこれに対する本件手形中最終の満期日の翌日たる昭和四三年一月二日から支払済みに至るまで手形法所定の年六分の割合による利息の支払を求める被控訴人Xの本訴請求は理由があるものといわなければならない。

よつて本件手形判決中被控訴人Xの請求を棄却した部分を取消し、被控訴人Xの請求を認容した原判決は相当であるから本件控訴は理由がないものとしてこれを棄却する」。

〔評釈〕

本件は、約束手形の所持人が、手形上振出人となつてゐる者（他人に自己の氏名を使用して手形行為をすることを許諾した者）に手形金の請求をしているケースである。

一般に手形行為が名義人本人によつてではなく、他人によつて行なわれた場合に本人が責任を負うのは、本人がその他人に代理権を与えた場合か、或いは代理権は与えなくても、民法一〇九条、一一〇条に定める要件がそなわつてゐる場合である。しかし本件の場合はこのような代理方式によらず、他人が直接に本人の署名または記名捺印をしている場合で、いわゆる代行方式によつた場合である。

すると、かかる代行方式による手形行為が代行権限ある他人によつてなされた場合（かかる場合でも署名の代行については問題となるが）か、そうでない場合でも代行者が本人のためにする意思をもつてなし、それについて表見代理の規定が適用ないし類推適用される場合に本人が責任を負うことになる（このように解するのが、今日の判例ならびに多数の学説である。鈴木・手形法小切手法一六二頁、一六六頁、大

隅Ⅱ河本・増補手形法小切手法七九頁、八七頁、石井・手形法小切手法上一〇九頁、大森「手形行為と表見代理」手形小切手判例百選（新版・増補）五〇頁、五一頁、大判昭和七・五・三民集一一卷九号八七二頁、同昭和一二・一二・一民集一六卷二四号一九一二頁、最高判昭和三七・三・二七民集一六卷三三三頁）。するとこの点は、その手形行為が手形上の名義人たる本人から代行権限が与えられた者によつてなされたか、または代行者が本人のためにする意思をもつてなしたかという事実認定の問題となる。本件では、被控訴人Xが、振出人武田良子、受取人武田誠一と記載され、振出地の記載はなく、振出人の住所が付記されてゐる約束手形三通の所持人であること、そしてその手形の基本手形部分はAが作成したこと、武田良子は控訴人Yの通称で、また武田誠一はAの通称であること、しかもAは銀行にY名義の口座を開設し、以後AはY名義で手形を振出していたことを認定し、そのことから本件手形はYがみずから振出し、又はAがYの代理人として振出したものでないとしてゐるだけでなく、正当な権限ある他人によつて手形行為がなされた場合にでないことはもちろん、民法一一〇条の規定の適用ないし類推適用によつてYの責任を追究することができないことはいうまでもないとしてゐる。むしろ名板借人（A）が名板貸人（Y）の名称を許諾を得て手形に表示してなした手形行為であり、Aが手形行為者だとしてゐる。

そこでこのような場合に商法二三条を適用ないし類推適用して手形上の名義人たる名板貸人に責任を負わせることができるかが問題となる。

商法二三条は「自己ノ氏、氏名又ハ商号ヲ使用シテ營業ヲ為スコト」と規定しているので、同条は、營業のために名板貸をした場合の規定である。しかし營業には当然手形行為が含まれるから、名板借人が營業に関し手形を振出した場合に名板貸人がその責任を負うのは当然である。このように解釈することに今日異説はない。ところで多くの学説、判例は、その許諾が營業をなすことに関してではなく、単に手形取引についてだけ与えられた場合にも、商法二三条を適用または類推適用すべきであるとしている（田中誠・手形小切手法詳論上一八二頁、並木「手形行為と商法二三条の適用の有無」週刊金融商事判例六七号三頁、大隅河本・増補手形法小切手法八七頁、米倉「名板貸民商法五五卷一七頁、本間「判例評釈民商六一卷五号八二頁、米沢「判例評釈」昭和四四年度重要判例解説ジュリスト四五六号九四頁、最高判昭四二・二・一九判例時報四八三号六〇頁）。この説では「なるほど商法二三条は、その法文上は營業のために名板貸をした場合に限つて適用されるように、定められているが、同条は、外観を信頼した取引相手方保護のために、このような事実と異なる外観を作り出したことに責任ある者に対して外観どおりの責任を負わせる趣旨であつて、いわゆる禁反言原則の一表現とも考えられる。そのように考えると、同条の立法理由を生かし、取引の安全を保護するためには、同条は、法文どおりに厳格に解すべきではなくて、できるだけ、社会的要求に合するように、拡張して解釈すべきである。すなわち營業について名板貸が行われ、その名称を使用して手形行為がなされた場合に限らず、単に手形行為だけについて、名板貸がなされた場合もその

適用を認めるのが正当である。手形を取得して所持人となる者にとつては、その手形行為の名義人が、營業につき名板貸をしたか、単に手形行為についてのみ名板貸をしたかによつて区別的取り扱いを受ける理由は全くなく、手形の流通性強化という手形法解釈の理念からも、商法二三条の拡張解釈による適用は強く要請される」とされる（田中誠前掲書一八二頁）。この点について私は、商法二三条の規定は、營業のために名板貸をした場合についての規定であるから、単に手形行為に限つて名義使用を許諾した場合は本条の適用外であり、このような場合は、名板貸人が当該手形の作出に原因を与えている事実到手形責任を認めれば足りると解していた（米津「名板貸人の責任」法学研究四五卷二五五頁）。それは、營業をなすことについて名板貸をする場合と、手形行為についてだけ名義貸をする場合とは、通常事情も異なると思つたからである。つまり、營業については名板貸をする場合は、名板貸人が營業をなし、通常何らかの信頼に値するものを有する場合であるのに対し、手形行為については他人名義を使用する場合は、取引停止などのごとく、銀行取引上、名義借人が自己名義では取引出来ないような事情があるために他人名義を使用する場合が多い。つまり、商法二三条は信頼性にあたいるものを有する者が名板貸をしたことにその帰責性の一端があるとも考えられ、手形行為についてだけ、特に便宜的に名義を貸した場合と意味が異なると思つていたからである。しかし、商法二三条は、營業についての許諾を要件としてはいるが、それは、その營業についての許諾ということよりも、許諾の結果、名板借人の手で名板貸人が營

業主だという外観が作り出され、実際に取引にあらわれる者が名板貸人の有効な代理人だとする外観を生じ、それを信頼した者を保護するために、名板貸人にも責任を負わせているとも解し得る。これに対し、民法一〇九条の場合には、「代理権を与えた旨の表示」を本人がなすことによつて、そこに行為者が有効な代理人たる外観が作り出され、それに対する信頼が表見代理として保護されているといえる（木内「手形行為に自己の名義使用を許諾した者の手形責任」週刊金融商事判例四〇九号五頁）。このように解すると手形行為についての許諾の場合と同じように、本人が「代理権を与えた旨の表示」をなすことによつて行為者が有効な代理人たる外観が作り出されるのは異り、名板借人の手で名板貸人が振出人だという外観が作り出されるのである。このように

考えると、特に営業についての許諾そのものを重要と考えなくてもよいのかもしれない。このことは、今日表見代理についての規定が広く偽造についても類推適用され、あるいは少くとも問題にされている（鈴木・手形法小切手法一六二頁、石井・手形法小切手法上一〇九頁、大森・商法演習Ⅱ一六頁等）ことと同様に、過失ある一人を犠牲にして不特定多数の善意者を保護することになるのであろう。

まだ多少の疑問が残っているが、「自己の氏名を使用して手形を振出すことを他人に許諾したものである以上、名義貸与者が手形行為者であるという外観を信頼した善意の手形取得者に対しては、商法二三条の規定を類推適用して名義貸与者に手形上の責任を負担させるのが相当である」として控訴棄却した判決に賛成しておく。

米津昭子